

7. 国土強靱化計画

国土強靱化について

○平成23年3月11日、宮城県三陸沖で発生した東日本大震災の甚大な被害を経験し、早期の復旧と創造的な復興を進めてきた本市にとって、この震災の教訓を後世に伝え、二度と尊い犠牲を出さないためには、「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する「事前防災」の考えに基づいた備えを行う地域づくりを推進することが重要です。

○本市における国土強靱化は、いかなる自然災害等が発生しても、

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス[※])を推進するものとします。

※レジリエンス(Resilience)：「回復力・しなやかさ」という意味。

旭市が担う国土強靱化の役割

○東日本大震災の被災経験による様々な教訓を生かした地域の強靱性の発揮

東日本大震災を経験した旭市は、様々な教訓を基に「旭市復興計画」に基づくハードとソフトを組み合わせた災害に強い地域づくりを推進してきました。

今後いつ起こるかわからない、いかなる大規模災害においても、事前防災の徹底と行政、民間の連携による強靱な地域づくりを継続します。



○旭中央病院が担う、千葉県北東部の災害拠点病院としての機能

診療圏人口100万人を擁する旭中央病院は、災害時における本市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していきます。また、平時においても地域医療の中核を担い続けることが出来る体制作りが重要です。



○首都圏への食料供給機能の維持

農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の農産物の産地である本市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持しなければなりません。強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努めます。



事前に備えるべき8つの目標・起きてはならない27の最悪の事態

- 基本目標をより具体化した、達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」、27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。
- 国土強靱化計画では、この27の事態ケースを想定し、事態を回避する取組を推進します。

基本目標	事前に備えるべき目標	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態		
I. 人命の保護が最大限図られる	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生	
		1-2	広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生	
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	
		1-6	避難路における通行不能	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
		2-2	想定を超える大量かつ長期の避難者への食料・飲料水等の供給不足	
		2-3	旭中央病院の医療機能の麻痺	
		2-4	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生	
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
		3-2	市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下	
	II. 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
			4-2	防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態
	III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下
			5-2	主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
			5-3	食料等の安定供給の停滞
	IV. 迅速な復旧復興	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気・ガス・上下水道等）の長期間にわたる供給停止
			6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
		7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
			7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-4	風評被害等による市内経済等への甚大な影響
		8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-4	広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態



発行/令和2年3月
編集/旭市企画政策課